

南 灯 寮 生 活 規 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団学生寮管理運営規程（以下「管理規程」という。）第 25 条第 2 項に基づき、沖縄県学生寮南灯寮（以下「寮」という。）における寮生活に必要な事項を定めることを目的とする。

(遵守義務)

第 2 条 寮は、寮生全員が共に勉学する共同生活の場であることを深く認識し、この規則を遵守し、互いに良識をもって行動しなければならない。

第 2 章 寮 規 律

(共同生活におけるマナー及び迷惑行為の禁止)

第 3 条 寮生は、礼儀正しく、かつ、規律節制を重んずる品格ある寮風の確立に努めなければならない。

2 寮は、寮生の修学の間であることをよく考え、共同生活上のマナーを身につけ、常に静粛であることとし、放歌、談笑、器楽の奏鳴、テレビ、ラジオの騒音、暴力行為、麻雀などの賭博行為、飲酒による喧騒行為などによって他の寮生の勉学、安息を妨げてはならない。

3 特に、破廉恥行為や近隣への迷惑行為は、厳禁する。

4 寮内において、寮監に指定された場所以外での喫煙は、厳禁する。

(門限及び外泊、帰省、旅行)

第 4 条 門限は、午後 11 時とする。ただし、やむを得ない理由により門限までに帰寮できない場合は、あらかじめ寮監の許可を得ておかなければならない。

2 外泊、帰省、旅行などで寮を留守にする場合は、所定の用紙により、あらかじめ寮監の許可を得ておかなければならない。

3 外泊の届け出は前日までとする（当日の届け出は許可しない）。又、帰省、旅行などの届け出は、遅くとも 5 日前までに提出すること。

(外来者の無断立入、宿泊の禁止)

第 5 条 外来者は、寮監の許可を得ることなく、寮に立ち入り、又は、寮の施設を利用することはできない。

- 2 外来者が前項の許可を得て寮内に立ち入る場合は、外来者名簿に所定事項を記入しなければならない。
- 3 外来者は、正当な理由なくして長時間寮内に滞在してはならない。特に午後9時以降の滞在は厳禁する。
- 4 外来者の宿泊は認めない。ただし、両親兄弟などで特別の必要がある場合は、寮監に届け出て、その許可を得なければならない。

(政治的、宗教的集会などの禁止)

第6条 寮生は、寮内で政治的、宗教的な集会、宣伝、行動、その他共同生活の秩序を乱す行為をしてはならない。

- 2 前項の規定は、社会における政治、宗教の役割についての一般的理解を深め、教養を身につける目的での寮生相互の学問研究活動を妨げるものではない。

(集会などの許可)

第7条 食堂などを専有しての集会、会合、行事などを行う場合は、あらかじめ寮監の許可を得なければならない。

(施設、共同使用の保全義務)

第8条 寮生は、寮の施設及び寮内の共同使用物を大事にし、また、共同使用物を寮室へ持ち込んだり、私物化してはならない。

第3章 生活準則

(食事)

第9条 食事時間は、次のとおりとする。

朝食	午前7時	～	午前9時
夕食	午後6時	～	午後9時

- 2 食事は、食堂内でとるものとし、食器類を寮室へ持ち込んでではない。ただし、病気など、特別の理由がある場合は、この限りでない。
- 3 寮内での自炊は認めない。ただし、簡易な補食はこの限りでない。
- 4 欠食の際は、あらかじめ寮監に欠食届を提出しなければならない。ただし、旅行、帰省などで連続3日以上留守にする場合に限る。
- 5 寮生は、許可なく、厨房へ立ち入ってはならない(ただし、寮監用に使用するのは可)。
- 6 午後11時以降の食堂の使用は、原則として認めない。ただし、特別の必要がある場合は、寮監の許可を得て使用しなければならない。
- 7 日曜日、祝日及び8月1日から8月31日(設備の保守点検、修繕などに充てるため)までの間、12月29日から1月3日までの間は喫食なしとする。

(入浴)

第10条 入浴は、入浴日及び入浴時間内に行わなければならない。入浴日及び入浴時間は、次のとおりとする。

(イ)入浴日 毎日

(ロ)入浴時間 午前6時～午前10時(10時には入浴を終了する事)
午後4時～午後6時(シャワーのみ)
午後6時～午後11時(ボイラー使用)
ボイラーは午後10時30分に止める。

(ハ)夏季(5月～9月)はシャワーのみとし、冬季(10月～4月)は、浴槽を使用することができる。

(衛生及び清掃)

第11条 寮生は、各寮室及び寮内の清掃に努め、さらに、地域の清掃に協力し、生活環境の衛生向上に努めなければならない。

2 廊下、洗面所、トイレ、浴室、食堂、中庭など、共用部分の清掃は、寮生の当番制とする。

3 当番の割り振りは、寮生委員会へ委任する。

(電話、呼び出しマイクの使用)

第12条 電話は、備付けの公衆電話を使用するものとする。

2 午後11時から翌朝午前6時までの電話の取り次ぎは、緊急の場合を除き、行わない。

3 呼び出しマイクの使用は、午前8時から午後10時30分までとする。

(消灯時間)

第13条 消灯時間は、次のとおりとする。

1階ロビー、廊下 午前0時 (午前0時以降は常夜灯に切り替える)
食堂 午前0時

(電気、ガスなどの節減及び電気料の徴収)

第14条 寮生は、寮内、各寮室、洗面所、トイレなどにおいて、節電に努めなければならない。

2 寮生は、毎月決められた期日までに、寮生の自室の電気使用料を支払わなければならない。

第4章 寮生組織

(寮生委員会)

第15条 寮生は、管理規程第13条の制限内において、寮生自治及び相互の親睦を図るため、寮生委員会を組織することができる。

- 2 寮生委員会には、寮生の互選による寮長、その他の役員を置くものとする。
- 3 寮生委員会の運営については、寮監の指導に従うほか、自治と放任、自由と無秩序を混同しないよう常に自戒しなければならない。

(寮生委員会規約)

第16条 寮生委員会は、寮監の承認を得て、委員会規約を制定することができる。

第5章 雑 則

(寮生活の安全)

第17条 寮生は、衛生、防火、盗難などの予防に留意し、共同生活の安全と秩序の保持に努めなければならない。

(居室の巡視及び立ち入り)

第18条 寮監は、災害予防、その他管理上、必要があると認めたときは、あらかじめ、入寮者に通知して居室に立ち入ることができる。ただし、緊急事態発生時、又は、管理上、緊急に処置しなければならないときは、入寮者への予告なしに居室を巡視または立ち入ることができる。

(アルバイト)

第19条 寮生がアルバイトをするときは、期間、時間帯、仕事の内容などについて、寮監に届け出て、許可を得なければならない。ただし、第4条に定める門限までに帰寮できる時間帯のアルバイトに限る。

(オートバイ・自転車の所有について)

第20条 オートバイ、自転車を所有する場合は、所定の届出用紙に必要事項を記入し、寮監に届け出なければならない。また、指定の場所に駐輪しなければならない。

(駐車場について)

第21条 駐車場は、来客用に使用するもので、寮生の使用は認めない。ただし、寮祭時の場合と引越しなどについての駐車場使用については、あらかじめ、寮監に届け出ればその限りではない。

(雑 則)

第22条 その他、この規則に定めのないことについても寮監の指示、寮内の掲示に従うほか、良識をもって行動しなければならない。

附 則

この規定は、昭和 6 0 年 4 月 1 日施行（平成 4 年 4 月 1 日一部改正）

附 則

この規定は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の設立の日から施行する。